



全議案可決承認！いよいよ本格稼働！

令和6年度下呂市馬瀬商工会通常総会

去る5月14日（火）、美輝の里において「第49回下呂市馬瀬商工会通常総会」を開催しました。
提出しました6つの議案すべてが無事可決承認されました。

いよいよ本格的にスタートする令和6年度の事業計画のポイントを簡単にご紹介します。

☆令和6年度の事業計画のポイント

○経営発達支援計画（第2期）にもとづく事業者支援の強化

- ・地域の経済動向と需要動向の調査
- ・事業計画策定支援による経営力強化
- ・創業と事業承継支援による地域経済の維持
- ・地域の強みを活かした新たな事業展開と販路開拓支援

○円安・物価高騰等、厳しい経営環境における対応支援

○公的支援施策（各種補助金）の情報提供と活用支援

○経理・申告事務、労務管理の改善による経営支援強化

○商工業・観光振興に向けた各事業の実施

○確定申告はじめ税制改正等の対応と支援指導

○下呂市内5商工会と連携した事業者支援活動の強化

○商工会加入メリットのPRと加入促進

○伴走型小規模事業者支援推進事業

- ・経営支援システムを導入、小規模事業者の情報をデータ化し経営分析及び計画支援を効果的に実施



商工会では商工業者や
地域の発展のために、
いろいろな事業を行って
いるんだね



また今回の総会においては、任期満了に伴う役員
改選も行われ、役員体制も変わりました。

これまで、商工会役員としてご尽力いただき、今
回退任されました方に対し、心よりお礼申し上げ
ます。今回の総会で選任されました役員は右のと
おりです。令和2年以降の新型コロナウイルス感
染症、豪雨による被害など、厳しい状況を乗り切
ってくる中、物価高騰等、まだまだ厳しい経営環
境の中で、令和6年度においても、会員の皆さま
の不安感を拭えるよう、役職員一丸となって相談
体制の充実を図っていきますのでよろしくお願い
いたします。

職 名	氏 名	事業所名
会 長	森本 繁司	馬瀬建設（株）
副会長	村山 弘明	村山チキン（株）
理 事	尾里 隆文	(有)エヌ・ティ・イーオザト
理 事	二村 孝廣	(有)馬瀬水道
理 事	二村 智亮	(有)二村建築
理 事	二村 照美	atataka
理 事	小林 大策	小林フラワーファーム
監 事	二村 有三	馬瀬川水産
監 事	古田 庄平	まぜ川上健康農園

裏面につづきます。

融資のご相談は商工会へ！ 日本政策金融公庫「マル経融資」

■小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみが、商工会の推薦で無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることになります。資金繰りの改善や事業の発展にお役立てください。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 2,000万円

【返済期間】 運転資金：7年以内（据置期間1年）
設備資金：10年以内（据置期間2年）

【利率】 年1.35（令和6年5月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症への対策として通常枠とは別枠での取扱いもあります。

※下呂市による利子補給制度もあります。

（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）
すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！



源泉所得税納期特例事業者の方・・・ 半年分の納付期限は7月10日

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月10日までに納付しなければなりません。忘れないようにしてください。

尚、今回から「定額減税」が実施されます。

6月1日以後に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から、その時点での定額減税額を控除しなければなりません。ご注意ください。

下呂市中小企業持続化支援事業補助金

◇募集期間 令和6年5月1日（水）～

※予算上限に達し次第終了

◇補助対象事業

業務効率化（生産性向上）、売上向上、
販路開拓、事業承継を図る事業



◇補助対象経費

- ①事業所等改装費 ②事業用車両購入・改装費
③設備及び備品購入費 ④広報費 ⑤ウェブサイト関連費 ⑥展示会等出展費 ⑦新商品開発費

※補助対象とならない経費

通常の事業活動のための経費、単なる取替え更新等の経費、市外事業所での事業活動に使用する経費など

◇対象者要件

①市内の商工会の会員であること。

②市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること。

③市税を完納していること。

◇補助金額（1事業者あたり同一年度 上限10万円）

補助対象経費の2/3以内（1,000円未満切捨て）

◇問合せ先

下呂市観光商工部商工課・下呂市馬瀬商工会

設備投資を応援します！ 設備投資税制優遇措置

中小企業等が設備投資を行った場合、国は生産性を高めるような設備等の取得を支援する観点から、税制優遇措置を設けています。

◇中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備の取得をした場合に即時償却または取得価格の10%が税額控除できる制度。（所有権移転外ファイナンス・リース取り引きにより導入した設備は税額控除のみ）

◇中小企業投資促進税制

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できるが、中小企業経営強化法とは対象設備が異なる。

この他、設備投資促進に関する税制優遇制度があります。

※各制度の詳細は、「国税庁」のホームページをご覧ください。またファイナンスリース取引については「リース事業協会」のホームページもご覧ください。



～～令和6年度全国安全週間～～

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の目
みんなで築く職場の安全」

安全週間期間：令和6年7月1日（月）～7日（日）